高知県漁業近代化資金取扱要綱

第1 目的

この要綱は、融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)及び漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「政令」という。)並びに高知県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年高知県規則第45号。以下「利子補給規則」という。)に基づき当該融資機関に対し県が行う利子補給等の措置について、法令等に定めるもののほかは、この要綱の定めるところによるものとし、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

第2 制度運用の基本方針

漁業近代化資金制度の運用に当たっては、次に掲げる諸点に留意するものとする。

1 この制度は、組合系統資金の活用を図り漁業者等に対する長期かつ低利の施設資金等の 融資を円滑積極化し、漁業の近代化を促進しようとする制度である。

系統金融機関の資金は、昨今急速に充実しつつあるとはいえ、この制度が膨大な資金量を長期間にわたり必要とするものであることを考慮し、各事業の強化拡充に積極的に取り組み、貯蓄の一層の増大及び適正貸出の促進による資金コストの合理化等の自主的な努力を傾注し、系統信用事業及び系統組織の健全な発展を図っていかねばならない。

2 この制度は、漁業の生産性の向上及び漁業所得の増大のための漁業関係生産施設の整備拡充をその主目的とするものであるので、当該施設の造成、取得等は、その地域事情に適合したものであることが必要である。

したがって、漁業近代化資金の融資に当たっては、系統金融機関の自主的運営が基本ではあるが、市町村その他漁業関係機関との緊密な連携にも留意し、その適切な助言のもとに借入者に事業計画を十分検討させる等により、指導金融としての実をあげるよう努めるものとする。

- 3 市町村にあっては、当該市町村の漁業振興計画等に基づき特に重点施策とする事業に係る漁業近代化資金融資については、積極的に管内漁協を指導し、更に利子補給等の特別措置を講じ、漁業者負担の軽減を図ること等により、地域の漁業振興にこの制度が絶大な効果を高めるよう配慮するものとする。
- 4 具体的融資に当たっては、次に掲げる条件に該当するものについて優先的に取り扱うも のとする。
 - (1) 漁業経営の近代化に対する意欲が旺盛であり当該申請に係る施設等を活用して積極的に漁業を営むことにより、その経営が著しく改善される見込みがあるもの。
 - (2) 組合への積極的出資、貯金協力、購買及び販売の活用等、組合に対する協力度の高いもの。
 - (3) 水揚天引貯金を行い、将来の貯蓄の増大につながるもので償還にも不安がないと思われるもの。
 - (4) 従来の貸付けにおいてその償還が着実に行われているもの。

第3 漁業近代化資金の内容

[1] 借入資格者

漁業近代化資金を借り入れることができる者は、法第2条第1項及び政令第1条に定める者のうち、県内に居住し、又は事業所を設置し、かつ、県税を滞納していない者であって、次に掲げるもの(以下「漁業者等」という。)とする。

- 1 漁業を営む個人
- 2 漁業生産組合
- 3 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和25年法律第178号)第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。)の合計総トン数が3,000トン以下であるもの
- 4 水産加工業を営む個人
- 5 水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であって、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの
- 6 漁業協同組合
- 7 漁業協同組合連合会
- 8 水産加工業協同組合
- 9 水産加工業協同組合連合会
- 10 1から9までに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体若しくは基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの(2、3及び5から9までに掲げる者を除く。)
 - (1) 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、1から9までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの(漁業又は水産加工業を行うものを除く。)
 - (2) 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であって、1から9までに掲げる者が、株式会社にあっては総株主の議決権(地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の過半数を有し、持分会社(同法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの(漁業又は水産加工業を営むものを除く。)
 - (3) 法人でない団体(漁業又は水産加工業を営むものにあっては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。)であって、1又は3から5までに掲げる者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣の定める事項について農林水産大臣の定める基準に従った規約を有しているもの。この場合において、「農林水産大臣が定める事項」及び「農林水産大臣が定める基準」は、次に掲げるとおりとする。

ア 農林水産大臣が定める事項

- (ア) 団体の目的
- (イ) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- (ウ) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(エ) 会費又は漁業近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法

なお、規約に定める事項は、(ア)から(エ)までに掲げる事項のほか、当然政 令第1条第3号の規定により代表者及び代表権の範囲が含まれる。

イ 農林水産大臣が定める基準

- (ア) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- (イ) 水産業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- (ウ) 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- (エ) 会費又は漁業近代化資金の貸付けの対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合は、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。

〔2〕融資機関

漁業近代化資金を貸し付けることができる融資機関は、法第2条第2項に定める者のうち県税を滞納していない者であって次に掲げるものである。

- 1 会員の事業に必要な資金の貸付け及び会員の貯金又は定期積金の受入事業を併せ行う 漁業協同組合連合会
- 2 組合員の事業に必要な資金の貸付事業を行う水産加工業協同組合
- 3 農林中央金庫

[3] 漁業近代化資金の種類及び融資条件

漁業近代化資金の種類及び貸付期間は別表のとおりとする。ただし、主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者又は水産物(その加工品を含む。)に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者(以下「東日本大震災被害漁業者」という。)に対する貸付けについては、平成31年3月31日までの間、償還期限及び据置期間をそれぞれ3年間延長する(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第113条及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第5条)。この場合は、据置期間は償還期間に含まれるものとする。

また、水産資源の適切な保存及び管理に関し、資源管理及び回復の取組を阻害するおそれ(資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生じる場合等)がある施設等については、漁業近代化資金の対象としない。

なお、貸付利率が同じ2種以上の資金(別表6号資金を除く。)を同時に借り入れる場合において、その償還期限及び据置期間は、その貸付資金の種類のうち最も長いものに係る当該期間以内とするが、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期間以内とすることができる。

また、別表に定められている償還期限及び据置期間は、当該施設の最長の期限及び期間を示すものであり、融資機関は、申込者の経営内容、収支の状況、施設の耐用年数及び負債の状況等から判断し、実情に即した最短の償還期限及び据置期間をもって申込みを行うよう指導すること。

〔4〕貸付利率

- (1) 融資機関が漁業者等に対して漁業近代化資金を融資する場合の貸付利率は、法第2 条第3項第4号の規定に基づき、別途通知するものとする。
- (2) 市町村が融資機関との契約により利子補給を行う場合は、その利子補給率を差し引い

た利率が、実質の末端貸付利率となる。

借

- (3) 融資機関は、経営の合理化等により県が通知する基準金利をさらに引き下げることに一段と努力すること。
- [5] 融資率及び貸付限度額

漁業近代化資金の融資率は、法令上定められていないが、その対象が施設資金であり、 過度に借入金に依存するということは、健全な漁業経営を維持する上からも望ましくなく、 また、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、原則として当該施設の改良、造成、 取得等に要する経費の額の100分の80以内とし、実際の運用に際しては、資金を借り入 れようとする者の自己資金調達能力等を勘案の上、真にその者が必要とする資金の貸付け が行われるように実情に即した貸付けを行い、多額の自己資金が預貯金等に運用されてい るにもかかわらず、所要資金の相当額を漁業近代化資金の貸付けに依存することのないよ うにすること。ただし、資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融 資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって、当該融資に係る事業規模が当 該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確 保されていると知事が認めた場合に限り、これを超えて貸し付けることができる。

また、1漁業者等に係る貸付限度額は、次の表に定めるとおりであって、いずれの場合にあっても、貸付元本残高の合計額である。

貸付限度額

(1) 漁業を営む個人及び法人並びに漁業生産組合のうち総トン数20 3	3億6,000万円
トン以上130トン(特別の理由がある場合において、農林水産大臣が	
漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき130トンを超え	
る総トン数を定めたときは、その総トン数とする。以下同じ。)未	
満の漁船を使用して漁業を営む者であって、総トン数20トン以上130	
トン未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が2	
0トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な別表1号資金	
を借り受ける者	
(2) 漁業生産組合及び漁業を営む法人のうち養殖業を営む者であっ	
て、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の	
種苗の購入若しくは育成に必要な別表2号から5号資金を借り受け	
る者	
(3) 漁業を営む個人及び法人、漁業生産組合並びに水産加工業を営む	
個人及び法人((2)に掲げる者を除く。)のうち漁業(総トン数が20	
トン未満の漁船を使用するものに限る。)、養殖業又は水産加工業の	
いずれか2以上を併せ営む者であって、総トン数20トン未満の漁船の	
建造若しくは取得、改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合	
におけるその漁船の改造、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは	
取得、水産動植物の種苗の購入若しくは育成又は水産加工業に必要な	
施設の改良、造成若しくは取得に必要な別表1号から5号資金を借り	
受ける者	
(4) 漁業を営む個人のうち漁船を使用して漁業を営む者及び養殖業を 9.	,000万円
営む者であって、次に掲げる者 ((1)から(3)までに掲げる者を除	
<.)	

ア 漁船を使用する漁業 (養殖業を除く。) に必要な総トン数20ト	
ン未満の漁船の建造若しくは取得、改造後の漁船の総トン数が20	
トン未満である場合におけるその漁船の改造又は施設の改良、造	
成若しくは取得に必要な別表1号から4号資金を借り受ける者	
イ 養殖業に必要な総トン数20トン未満の漁船の建造若しくは取	
得、改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるそ	
の漁船の改造、施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の	
種苗の購入若しくは育成に必要な別表1号から5号資金を借り受	
ける者	
ウ 漁家民宿施設の改良又は造成に必要な別表7号資金を借り受け	
る者	
(5) 漁業生産組合((1)から(3)までに掲げる者を除く。)	
(6) 漁業を営む法人((1)から(3)までに掲げる者を除く。)	
(7) 水産加工業を営む個人及び法人((3)に掲げる者を除く。)	
(8) 漁業を営む個人((1)、(3)及び(4)に掲げる者を除く。)	1,800万円
(9) 漁業協同組合	12億円
(10) 漁業協同組合連合会	
(11) 水産加工業協同組合	
(12) 水産加工業協同組合連合会	
(13) (1)から(12)までに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若	3億6,000万円
しくは出資者となっている団体のうち法人でない団体であって、漁業	
又は水産加工業を営む者のうち次に掲げるもの	
ア 総トン数20トン以上130トン未満の漁船を使用して漁業を営む	
団体であって、総トン数20トン以上の漁船の建造若しくは取得又	
は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその	
漁船の改造に必要な別表1号資金を借り受ける団体	
イ 養殖業を営む団体であって、養殖業に必要な施設の改良、造成	
若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な	
別表2号から5号資金を借り受ける団体	
ウ 漁業 (総トン数20トン未満の漁船を使用するものに限る。) 及	
び水産加工業を併せ営む団体であって、総トン数20トン未満の漁	
船の建造若しくは取得、改造後の漁船の総トン数が20トン未満で	
ある場合におけるその漁船の改造又は水産加工業に必要な施設の	
改良、造成若しくは取得に必要な別表1号から3号資金を借り受	
ける団体	
(14) (1)から(12)までに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若	9,000万円
しくは出資者となっている団体のうち法人でない団体であって、漁業	
又は水産加工業を営む者のうち、(13)に規定するもの以外のもの	
(15) (1)から(12)までに掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若	12億円
しくは出資者となっている団体若しくは基本財産の額の過半を拠出	
している法人((13)及び(14)に規定するものを除く。)	

なお、以下の理由がある場合において、この限度額を超えて借り入れようとする漁業者等に係る貸付けについては、当該融資機関は、第3の〔1〕の6から9までに掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び第3の〔1〕の10に掲げる者のうち都道府県の区域を超える区域における水産業の振興を目的とするものに対して農林中央金庫が貸し付ける場合は農林水産大臣の、それ以外の者については資金を借り入れる漁業者等の住所地を管轄する都道府県知事(ただし、当該資金の貸付けについての利子補給契約に係る事務を他の都道府県が行っている場合にあっては、当該都道府県の知事とする。)の承認を得なければならない。

- ア 当該資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。
- イ 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる漁船の改造、建造又は取得、施設の改良、造成又は取得、水産動植物の種苗の購入又は育成その他の取組に必要な資金であること。

第4 漁業近代化資金の借入手続等

1 借入れの申込み

漁業近代化資金の借入申込みに係る漁業者等の手続、関係書類の作成、借入申込時期等 については、別に定める高知県漁業近代化資金事務処理要領(以下「事務処理要領」とい う。)の定めによるものとする。

2 県の利子補給承認

融資機関は、漁業近代化資金として漁業者等に貸付けをしようとする場合は、事務処理 要領の定めるところにより、当該貸付金額及び貸付条件等並びに当該貸付金に係る利子補 給について県の承認を得なければならない。

第5 漁業近代化資金の貸付けの実行等

1 貸付けの実行

融資機関は、漁業近代化資金利子補給の承認を受け、当該漁業者等に貸付けを行う場合は、事務処理要領の定めるところにより実行しなければならない。

- 2 貸付金の管理
 - (1) 融資機関は、漁業近代化資金の貸付けに当たっては、常に善良な債権の保全に努めるとともに当該事業の目的に沿って積極的な指導を行い、併せて当該資金の適正な運用を図るため貸付対象事業の完了届を徴し、かつ、実地調査を行って事業の実施状況を確認しなければならない。
 - (2) (1)の実査の結果認められた融資率を超える結果となっているものについてはその 超える額を、法令又は県の要綱等に違反していると認められるものについては融資額 全額を、それぞれ速やかに繰上償還をさせなければならない。

第6 漁業近代化資金の償還

漁業近代化資金の償還方法、償還時期等については、事務処理要領の定めによるものとする。

第7 漁業近代化資金利子補給契約

融資機関は、漁業近代化資金として漁業者等に融資をすることにより県より当該融資に

対する利子補給を受けようとする場合は、利子補給規則及び事務処理要領に定めるところにより県との間に漁業近代化資金利子補給契約を締結しなければならない。

第8 漁業近代化資金の利子補給金の交付

- 1 県は、利子補給規則及び事務処理要領並びに融資機関との利子補給契約書に基づき当該 融資機関に対して漁業近代化資金利子補給金を交付する。
- 2 県は、利子補給金の交付に当たっては、融資機関より提出される漁業近代化資金利子補 給金請求書及び同計算書を審査の上決定するものとする。ただし、当該申請をした者が次 の各号のいずれかに該当すると認める場合を除く。
 - (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。) が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5)暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
 - (8)業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
 - (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
 - (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 県は、融資機関又は借受者が前項ただし書に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、 補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第9 漁業近代化資金の調査

県は、漁業近代化資金の適正な運用を期するため利子補給規則第7条及び利子補給契約書第12条の規定に基づき、漁業近代化資金の承認を受けて実施しようとする事業若しくは実施した事業又は当該融資機関の債権管理の状況等について調査するものとする。

第10 指導勧告又は利子補給の打切り等

県は、第9の調査の結果必要があると認める場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 1 利子補給承認前調査において、漁業近代化計画の不備なもの及び県の融資方針等に反するものについては、事業計画の指導又は再検討を勧告する。
- 2 融資機関の債権管理及び貸付金の経理等の調査において不適当であると認められる場合は、改善指導をするとともに、当該融資機関に対して必要な措置をとるべき旨を勧告する。

- 3 貸付後の調査において、融資機関が法令、この要綱、融資方針等に違反したと認めたと きは、当該融資機関に交付すべき利子補給金の全部若しくは一部の交付を打ち切り、又は 既に県から交付を受けた利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
- 4 県は、この資金の借受者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該貸付金 に対する利子補給金の交付を停止し、又は打ち切ることがある。
 - (1) 当該資金を貸付けの対象となった事業以外の目的に使用したとき。
 - (2) 事業の施行方法が不適当であると認められるとき。
 - (3) 虚偽の借入申込書により借入れしたとき。
 - (4)漁業に関する法令若しくは処分に違反し、若しくは行政庁の指示に従わなかったとき 又は漁船に関する法令若しくは処分に違反したとき。

第11 その他

- 1 国又は地方公共団体等の補助金の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分については、この資金の融通ができるものとする。
- 2 非補助事業等について、国又は地方公共団体等の補助金の交付を受けたとき又は1により補助金の交付があったときは、償還期限にかかわらず、遅滞なくこれを借入金債務の弁済に充てなければならない。
- 3 同一の融資対象施設について、漁業近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金との協 調融資は行わないものとする。

附則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

(略)

附則

- 1 この要綱は、平成9年11月20日から施行する。
- 2 平成9年11月19日以前に貸し付けられた漁業近代化資金についての利子補給に関しては、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月2日から施行する。
- 2 平成14年4月1日以前に貸し付けられた漁業近代化資金についての利子補給に関しては、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。